



伊勢原市災害廃棄物等処理計画

令和3年3月

伊勢原市

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の目的 | 1 |
| 第2節 計画の位置付け | 2 |
| 第3節 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置 | 3 |
| 第2章 基本的事項 | 4 |
| 第1節 対象廃棄物 | 4 |
| 第2節 対象とする災害とその被害の概要 | 5 |
| 第3節 発生ごみ量の推計 | 7 |
| 第4節 仮置場 | 12 |
| 第5節 処理体制 | 14 |
| 第3章 災害廃棄物等の処理に係る基本方針 | 16 |
| 第4章 平時の備え | 17 |
| 第1節 協力・支援体制 | 17 |
| 第2節 仮置場候補地の選定 | 19 |
| 第3節 仮設トイレ等の確保 | 21 |
| 第4節 最終処分 | 23 |
| 第5節 職員への教育訓練 | 24 |
| 第6節 一般廃棄物処理施設の耐震化等 | 24 |
| 第5章 災害対応 | 25 |
| 第1節 初動対応 | 25 |
| 第2節 応急対応 | 28 |
| 第3節 災害復旧・復興 | 41 |

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

わが国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、台風などによる災害が発生しやすく、特に、地震については、世界全体の約1割がわが国とその周辺で発生しているとされており、災害に対する備えが必要不可欠となっています。

国は、平成27年に、災害廃棄物処理に係る経験や教訓に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法を改正しました。さらに、法改正を受け、防災基本計画や廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）において地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定することなどが明記されました。

平成30年に改定された「災害廃棄物対策指針」では、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理しています。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要であることから、発生した災害廃棄物の処理において実用的な技術情報を盛り込み、被災した自治体だけでなく、支援する自治体等にとっても実用的な指針となっています。

こうした状況を踏まえ「災害廃棄物対策指針」、「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び「伊勢原市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害への平時の備えの明確化及び発生後の適正かつ円滑な対応による早期の復旧・復興を図るため、伊勢原市災害廃棄物等処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

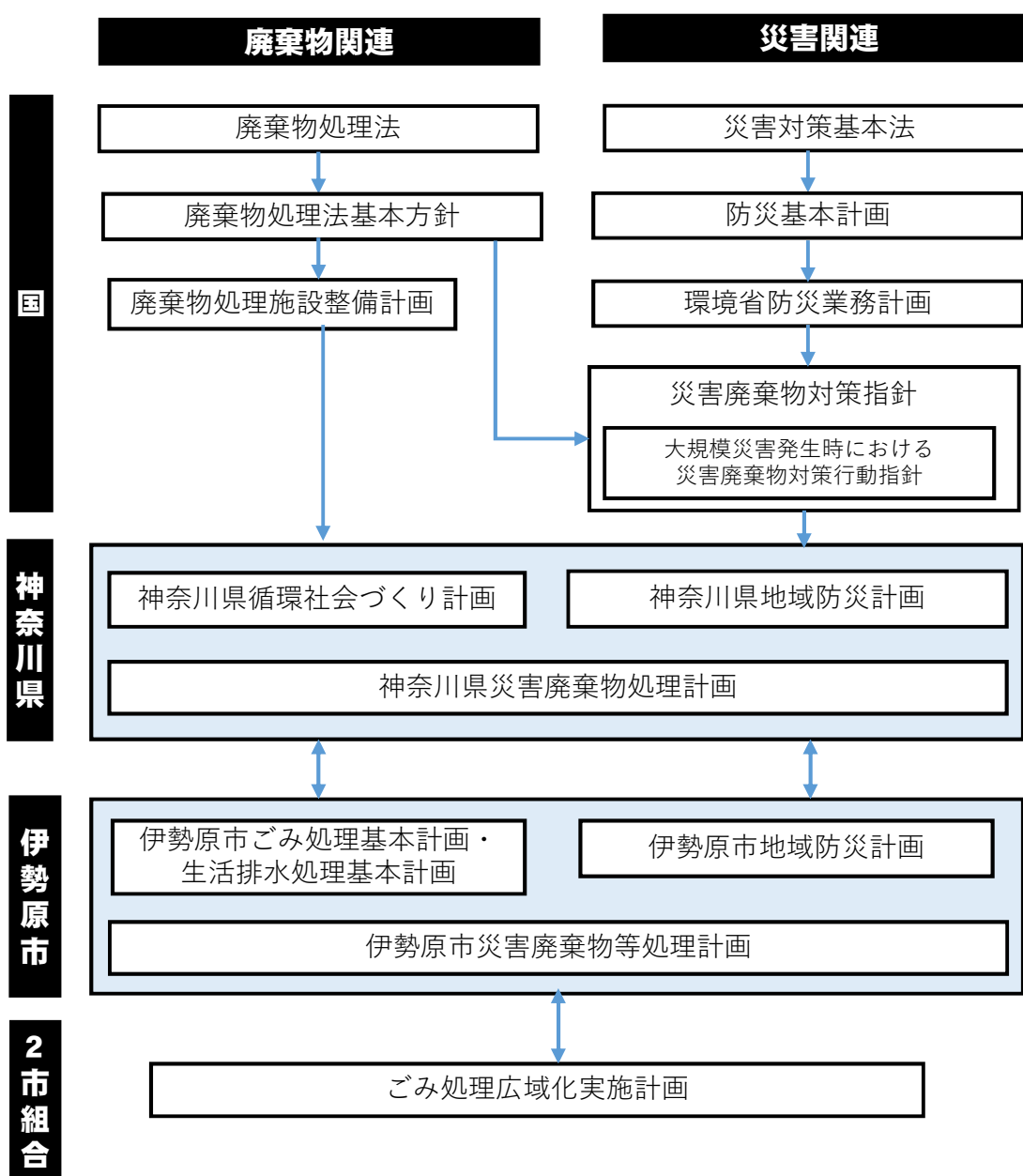
なお、本計画は地域防災計画で想定している地震のうち、発生の切迫性があり、本市に及ぼす災害廃棄物の発生量が最も多いと想定される「都心南部直下地震」を当面の目標として、被害想定を行い策定するものとします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法基本方針に基づき策定するものです。

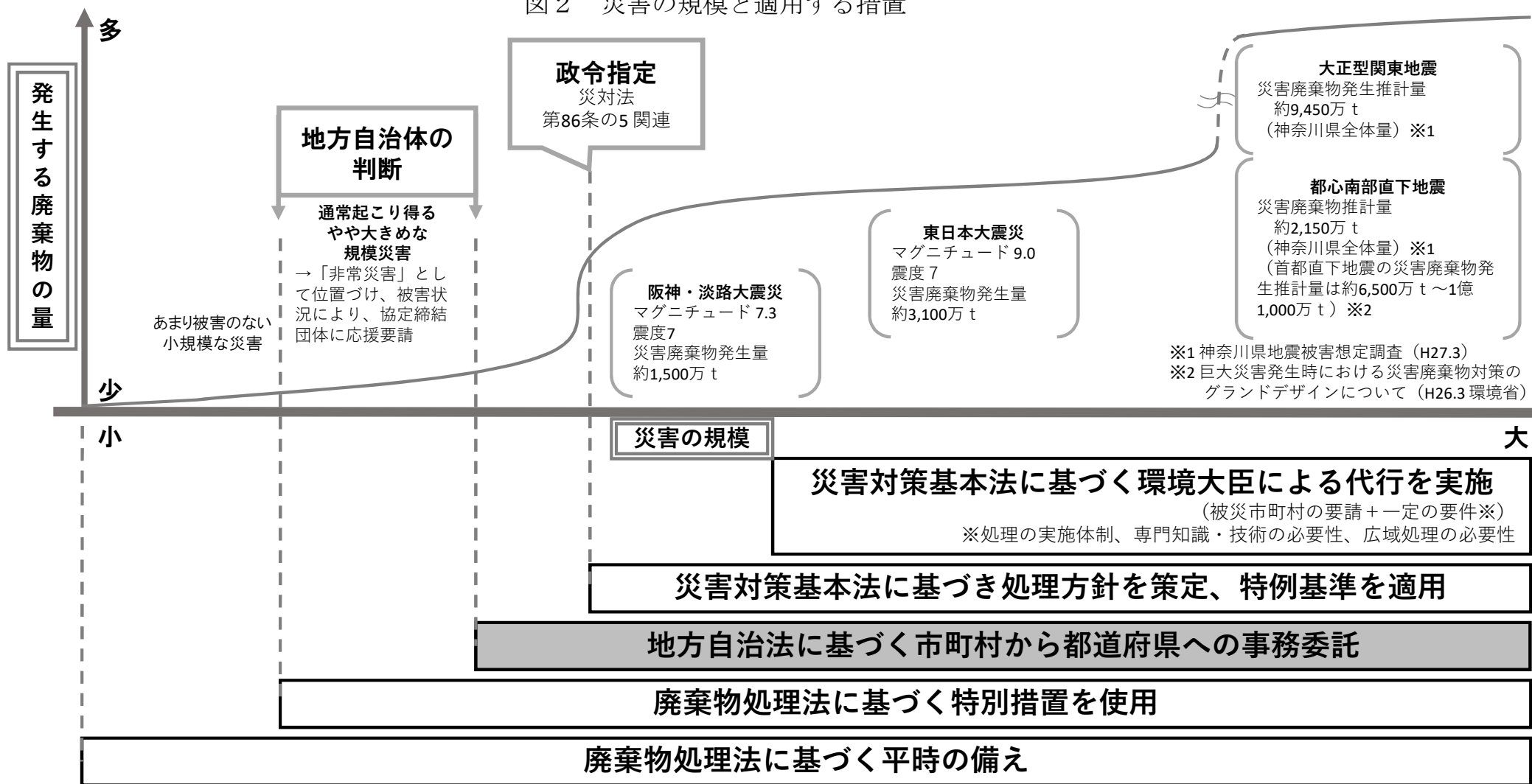
なお、策定にあたっては、災害廃棄物対策指針及び神奈川県災害廃棄物処理計画を踏まえ、地域防災計画、伊勢原市ごみ処理基本計画、伊勢原市生活排水処理基本計画及びごみ処理広域化実施計画等の関連計画との整合を図ります。

図1 計画の位置づけ



第3節 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置

図2 災害の規模と適用する措置



※出典：「災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方」(環境省)を基に作成

本計画は、大規模災害発生時の災害廃棄物処理に対する平時の備えから、発生後の初動対応、応急対応、災害復旧、復興の体制を整備します。また、災害廃棄物の発生量が平時の処理体制では対応できない場合は、非常災害として位置付け、廃棄物処理法に基づく特別措置を使用するとともに、図2のとおり、災害の規模により、協定を締結している自治体との相互援助をはじめ、廃棄物処理法、災害対策基本法等の関係法令に基づき、国、県の支援を受け、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を進めます。

第2章 基本的事項

第1節 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、災害により発生する廃棄物、被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿とします。

表1 対象廃棄物の種類

| 種 類 | | 内 容 |
|----------------------|-------------|--|
| 災害により発生する廃棄物 | 可燃物 | 繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物 |
| | 不燃物 | 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 |
| | 木くず | 柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など |
| | コンクリートがら | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど |
| | 金属くず | 鉄骨や鉄筋、アルミ材など |
| | 粗大ごみ | 家具、布団類、マットレス、じゅうたんなど |
| | 腐敗性廃棄物 | 冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など |
| | 廃家電 | テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの |
| | 廃自動車等 | 自動車、自動二輪車、原付自転車で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの |
| | 有害廃棄物 | アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品、農薬類の有害廃棄物など |
| | 適正処理が困難な廃棄物 | 消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、廃タイヤ、バッテリー等の市で処理が困難なもの |
| 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物 | 家庭ごみ | 家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ |
| | 避難所ごみ | 避難所から排出される生活ごみなど |
| し尿 | | 避難所等の仮設トイレからのくみ取りし尿 |

第2節 対象とする災害とその被害の概要

1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び大雨や台風等の多量の降雨による洪水、浸水、山崩れ等の風水害、その他自然災害とします。

また、災害廃棄物等の推計にあたっては、地域防災計画で想定する、次の災害を対象とします。

(1) 短・中期的目標（10カ年以内）

神奈川県地震被害想定調査で想定されている地震のうち、発生の切迫性があり、特に本市における被害が懸念される都心南部直下地震、神奈川県西部地震及び東海地震を対象とし、災害廃棄物等の発生量の推計については、3つの想定地震のうち災害廃棄物等の発生量が最も多いと推定される都心南部直下地震の発生量を算出します。

(2) 長期的目標（10カ年超）

地震発生の切迫性はありませんが、将来本市に多大な被害が想定される大正型関東地震を対象とします。

なお、災害廃棄物等の発生量の推計結果から必要とされる処理能力、仮置場面積、仮設トイレ基数等については、将来的にその確保ができるよう体制整備に努めます。

表2 想定地震の一覧

| 想定地震名 | モーメント マグニチュード | 発生確率 |
|----------|------------------|----------------------------------|
| 都心南部直下地震 | 7.3 | 南関東地域のマグニチュード7クラスの地震が30年間で70% |
| 神奈川県西部地震 | 6.7 | 過去400年の間に同クラスの地震が5回発生 |
| 東海地震 | 8.0 | (南海トラフ地震は30年以内70～80%) |
| 大正型関東地震 | 8.2 | 30年以内ほぼ0%～5% (200年～400年の発生間隔) |

※モーメントマグニチュード及び発生確率については「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」から引用

2 被害の概要

(1) 想定条件

神奈川県地域被害想定調査では、冬の午前5時、夏の正午、冬の午後6時を想定していますが、本計画では、おおむね全ての項目で被害が最大となる次の条件での結果を示します。

表3 想定条件

| 項目 | 内容 |
|------|----------|
| 季節 | 冬 |
| 日 | 平日 |
| 発生時刻 | 午後6時 |
| 風向 | 北北東 |
| 風速 | 2.175m/s |

(2) 被害想定

神奈川県地震被害想定調査による本市の被害想定は次のとおりです。

表4 市内における被害想定

| | | 都心南部直下地震 | 神奈川県西部地震 | 東海地震 | 大正型関東地震 |
|--------------|------------|----------|----------|--------|---------|
| モーメントマグニチュード | | 7.3 | 6.7 | 8.0 | 8.2 |
| 予想震度 | | 震度5強～6強 | 震度4～5強 | 震度4～5強 | 震度6弱～7 |
| 建物被害 | 全壊棟数(棟) | 830 | 0 | 10 | 10,410 |
| | 半壊棟数(棟) | 3,800 | 20 | 80 | 6,080 |
| 火災被害 | 出火件数(件) | 10未満 | 0 | 0 | 40 |
| | 焼失棟数(棟) | 260 | 0 | 0 | 2,930 |
| 死傷者数 | 死者数(人) | 30 | 0 | 0 | 490 |
| | 重症者数(人) | 30 | 0 | 10未満 | 280 |
| | 中等症者数(人) | 280 | 10未満 | 20 | 1,790 |
| | 軽症者数(人) | 460 | 10未満 | 30 | 1,860 |
| 避難者数 | 1日目～3日目(人) | 8,780 | 40 | 170 | 61,450 |
| | 1カ月後(人) | 8,780 | 40 | 170 | 49,360 |
| 帰宅困難者数 | 直後(人) | 6,630 | 6,630 | 6,630 | 6,630 |
| 災害廃棄物(万トン) | | 28 | 1未満 | 1未満 | 218 |

※「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」の数値を引用

第3節 発生ごみ量の推計

1 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の処理を円滑に進めるためには、災害廃棄物の発生量、一般廃棄物処理施設での処理可能量などを把握する必要があります。

災害発生後は速やかに被害状況を把握し、災害廃棄物等の発生量を推計するとともに、一般廃棄物処理施設等の被害状況を踏まえ、処理可能量を推計します。

なお、「短・中期的目標」のうち、災害廃棄物等の発生量が最も多いと想定される都心南部直下地震と「長期的目標」の大正型関東地震について発生量を算出します。

表5 災害廃棄物の発生原単位（単位：t／棟）

| 全壊 | 半壊 | 焼失 (木造) | 焼失 (非木造) |
|-----|----|------------|-------------|
| 161 | 32 | 107 | 135 |

表6 被害棟数（単位：棟）

| 想定地震 | 全壊 | 半壊 | 焼失 (木造) | 焼失 (非木造) |
|----------|--------|-------|------------|-------------|
| 都心南部直下地震 | 830 | 3,800 | 192 | 68 |
| 大正型関東地震 | 10,410 | 6,080 | 2,168 | 762 |

表7 種類別割合（単位：％）

| 種別 | 全壊 | 半壊 | 焼失 (木造) | 焼失 (非木造) |
|----------|-------|-------|------------|-------------|
| 可燃物 | 8.0 | 8.0 | 0.1 | 0.1 |
| 不燃物 | 28.0 | 28.0 | 65.0 | 20.0 |
| コンクリートがら | 58.0 | 58.0 | 30.9 | 75.9 |
| 金属 | 3.0 | 3.0 | 4.0 | 4.0 |
| 柱角材 | 3.0 | 3.0 | 0.0 | 0.0 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

※災害廃棄物発生量は、「神奈川県地震被害想定調査結果」の数値を基に、環境省災害廃棄物対策指針技術資料1-11-1-1に基づき推計

表8 災害廃棄物の推計発生量（単位：t）

| 想定地震 | 全壊 | 半壊 | 焼失 (木造) | 焼失 (非木造) | 合計 |
|----------|-----------|---------|------------|-------------|-----------|
| 都心南部直下地震 | 133,630 | 121,600 | 20,544 | 9,180 | 284,954 |
| 大正型関東地震 | 1,676,010 | 194,560 | 231,976 | 102,870 | 2,205,416 |

表9 種類別の推計発生量（単位：t）

【都心南部直下地震】

| 種別 | 全壊 | 半壊 | 焼失 (木造) | 焼失 (非木造) | 合計 |
|----------|---------|---------|------------|-------------|---------|
| 可燃物 | 10,690 | 9,728 | 21 | 9 | 20,448 |
| 不燃物 | 37,416 | 34,048 | 13,354 | 1,836 | 86,654 |
| コンクリートがら | 77,505 | 70,528 | 6,348 | 6,968 | 161,349 |
| 金属 | 4,009 | 3,648 | 822 | 367 | 8,846 |
| 柱角材 | 4,009 | 3,648 | 0 | 0 | 7,657 |
| 合計 | 133,630 | 121,600 | 20,544 | 9,180 | 284,954 |

【大正型関東地震】

| 種別 | 全壊 | 半壊 | 焼失 (木造) | 焼失 (非木造) | 合計 |
|----------|-----------|---------|------------|-------------|-----------|
| 可燃物 | 134,081 | 15,565 | 232 | 103 | 149,980 |
| 不燃物 | 469,283 | 54,477 | 150,784 | 20,574 | 695,118 |
| コンクリートがら | 972,086 | 112,845 | 71,681 | 78,078 | 1,234,690 |
| 金属 | 50,280 | 5,837 | 9,279 | 4,115 | 69,511 |
| 柱角材 | 50,280 | 5,837 | 0 | 0 | 56,117 |
| 合計 | 1,676,010 | 194,560 | 231,976 | 102,870 | 2,205,416 |

2 避難所ごみの発生量の推計

災害時の避難所ごみ発生量は次の方法により推計します。

$$\text{避難者一人1日当たりのごみ発生原単位} \times \text{避難者数} = \text{避難所ごみ}$$

表10 避難所ごみの推計発生量

| 想定地震 | 発生原単位 | 避難者数 | 避難所ごみ発生量 |
|----------|----------|---------|----------|
| 都心南部直下地震 | 684g/人・日 | 8,780人 | 6.0t |
| 大正型関東地震 | | 61,450人 | 42.0t |

※ 発生原単位は、平成30年度家庭ごみ原単位を使用

※ 避難者数は、表4における「1日目～3日目」の避難者数を使用

※ 避難所ごみの推計発生量は、「神奈川県地震被害想定調査結果」の数値を基に、環境省災害廃棄物対策指針技術資料1-11-1-2に基づき推計

3 し尿収集必要量の推計

災害時のし尿収集必要量及び仮設トイレの必要人数は、次の方法により推計します。

$$(\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{③一人1日平均排出量} = \text{し尿収集必要量}$$

① 仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

【避難者数】

避難所へ避難する住民数

【断水による仮設トイレ必要人数】

{水洗化人口 - 避難者数 × (水洗化人口 / 総人口) }

× 上水道支障率 × 1/2

〈水洗化人口〉

平常時に水洗トイレを使用する住民数 (下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

〈総人口〉

水洗化人口 + 非水洗化人口

〈上水道支障率〉

地震による上水道の被害率

〈1/2〉

断水による仮設トイレ必要人数は、上水道に被害がある世帯のうち 1/2 と仮定

② 非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

【汲取人口】

計画収集人口

③ 一人1日平均排出量 = 1.7ℓ / 人・日

表11 し尿収集必要量の推計

| 項目 | 都心南部直下地震 | 大正型関東地震 |
|----------------|---|---------|
| 避難者数 | 8,780人 | 61,450人 |
| 水洗化人口※ | 101,344人 | |
| 総人口 | 102,470人 | |
| 上水道支障率 | 9.0% | 77.6% |
| 断水による仮設トイレ必要人数 | 4,124人 | 15,324人 |
| 非水洗化区域し尿収集人口 | 938人 | 411人 |
| 汲取人口※ | 1,026人 | |
| 一人1日平均排出量 | 1.7ℓ | |
| 都心南部直下地震 | $(8,780人 + 4,124人 + 938人) \times 1.7ℓ = 23,531ℓ$ | |
| 大正型関東地震 | $(61,450人 + 15,324人 + 411人) \times 1.7ℓ = 131,215ℓ$ | |

※平成31年4月1日現在(総人口は平成30年10月1日現在)

※し尿収集必要量は、「神奈川県地震被害想定調査結果」の数値を基に、環境省災害廃棄物対策指針技術資料1-11-1-2に基づき推計

表12 し尿等希釈投入施設

| | |
|------|-----------|
| 処理能力 | 62,000ℓ/日 |
| 放流先 | 鈴川 |

表12のとおり、短・中期的目標である都心南部直下地震で想定されるし尿収集必要量は、し尿等希釈投入施設の処理能力の範囲内となっています。

また、長期的目標である大正型関東地震に備え、今後、協定締結団体と連携し、体制整備に努めます。

第4節 仮置場

1 仮置場の種類

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再生利用を図るため、災害発生後、速やかに仮置場を設置します。

仮置場は、次の用途に分けて設定します。

| 仮置場の種類 | 用 途 |
|--------|---|
| 一次仮置場 | 家庭から排出される災害廃棄物や道路等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積し、分別保管する場所。 |
| 二次仮置場 | 一次仮置場の処理が停滞している場合に、災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業（選別等）を行うための場所。仮設焼却炉、仮設破碎選別機を設置することもある。 |

2 仮置場の必要面積の推計

(1) 仮置場必要面積の推計方法

災害廃棄物等の発生量を基に、積み上げ高さや作業スペースを加味し、仮置場の必要面積を、次の方法により推計します。

$$\text{①集積量} \div \text{②見かけ比重} \div \text{③積み上げ高さ} \times \text{④} (1 + \text{作業スペース割合}) \\ = \text{仮置場必要面積}$$

① 集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量

【処理量】

災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間

〈処理期間〉3年

② 見かけ比重：可燃ごみ0.4 (t/m³)、不燃ごみ1.1 (t/m³)

③ 積み上げ高さ：5m以下が望ましい

④ 作業スペース割合：1

(2) 仮置場の必要面積

表13 仮置場の必要面積

【都心南部直下地震】

| 項目 | 可燃ごみ | 不燃ごみ | コンクリートがら | 金属くず | 柱角材 | 合計 |
|---|--------|--------|----------|-------|--------|---------|
| 発生量(t) | 20,448 | 86,654 | 161,349 | 8,846 | 7,657 | 284,954 |
| 年間処理量(t) | 6,816 | 28,885 | 53,783 | 2,949 | 2,552 | 94,985 |
| 集積量(t)① | 13,632 | 57,769 | 107,566 | 5,897 | 5,105 | 189,969 |
| 見かけ比重(t/m ³)② | 0.4 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 0.4 | - |
| ①÷②(m ³) | 34,080 | 52,518 | 97,787 | 5,361 | 12,762 | 202,508 |
| 必要面積(m ²)※(①÷②)の合計÷積み上げ高さ(5m)×(1+作業スペース1) | | | | | | 81,003 |

【大正型関東地震】

| 項目 | 可燃ごみ | 不燃ごみ | コンクリートがら | 金属くず | 柱角材 | 合計 |
|---|---------|---------|-----------|--------|--------|-----------|
| 発生量(t) | 149,980 | 695,118 | 1,234,690 | 69,511 | 56,117 | 2,205,416 |
| 年間処理量(t) | 49,993 | 231,706 | 411,563 | 23,170 | 18,706 | 735,139 |
| 集積量(t)① | 99,987 | 463,412 | 823,127 | 46,341 | 37,411 | 1,470,277 |
| 見かけ比重(t/m ³)② | 0.4 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 0.4 | - |
| ①÷②(m ³) | 249,967 | 421,284 | 748,297 | 42,128 | 93,528 | 1,555,203 |
| 必要面積(m ²)※(①÷②)の合計÷積み上げ高さ(5m)×(1+作業スペース1) | | | | | | 622,081 |

※仮置場の必要面積は、「神奈川県地震被害想定調査結果」の数値を基に、環境省災害廃棄物対策指針技術資料1-14-4に基づき推計

第5節 処理体制

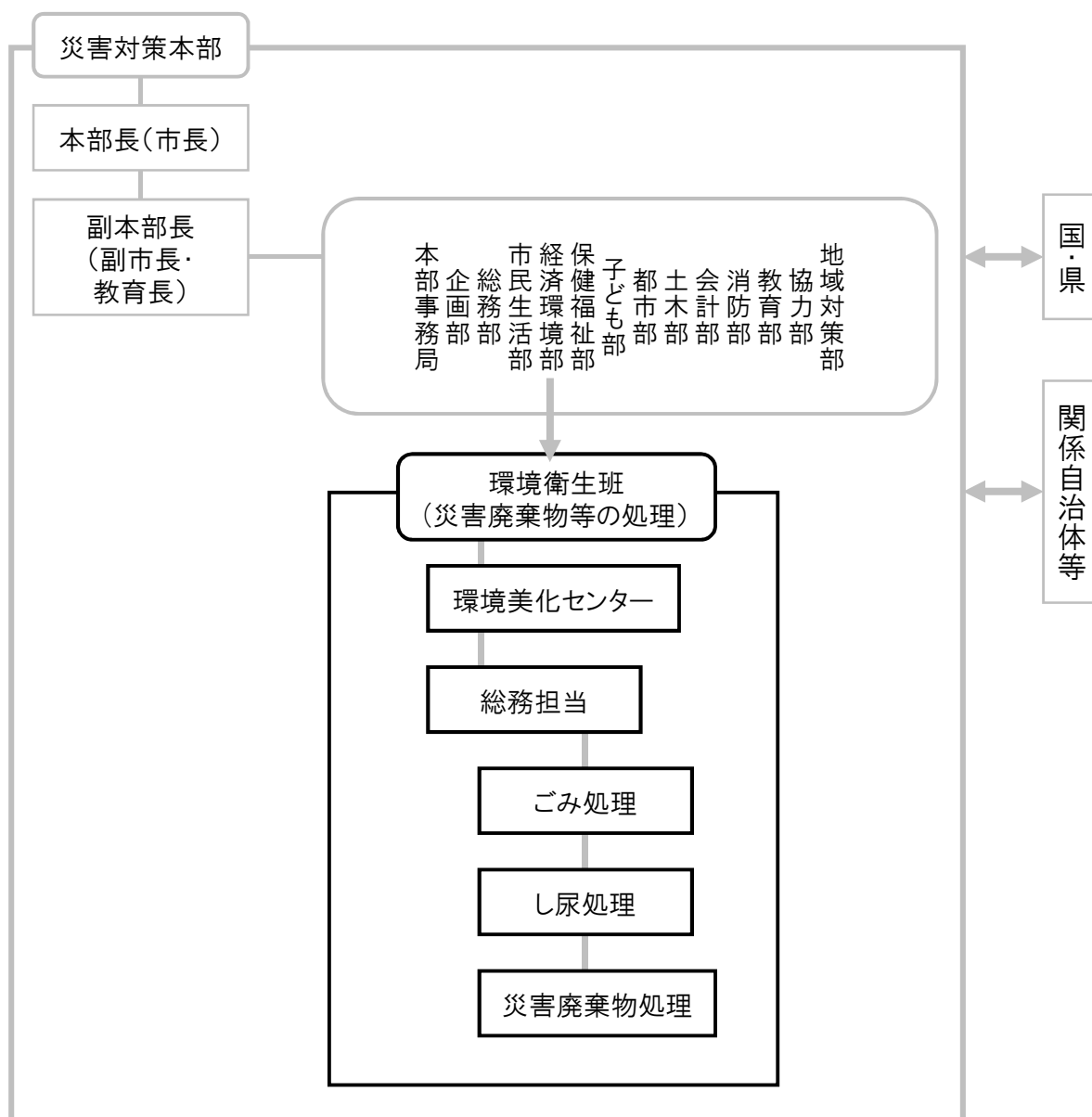
1 組織体制

市内において震度5弱以上を観測し、大規模な被害が発生し、または被害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため市長が必要と認めるときに、伊勢原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置します。

災害の状況により、災害廃棄物の処理対応が必要となる場合には、災害対策本部に位置づける「環境衛生班」で対応します。

なお、災害対策本部を置く程度に至らない災害にあっては、平常時における本市の組織をもって対応するものとします。

図3 災害廃棄物処理に係る組織体制



2 分担業務

環境衛生班の災害廃棄物等の処理における分担業務は次のとおりです。

表14 環境衛生班分担業務

| | 担当名 | 担 当 | 分担業務 |
|---------|-------------|-------------------------|--|
| 総括 | 環境衛生班 | 経済環境部長 | ・総括 |
| 総務 | 総務担当 | 環境美化センター所長 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等対策の全体の進行管理 ・災害廃棄物処理実行計画の総括 ・各担当職員の参集状況の確認、人員配置 ・災害対策本部との連絡、調整 ・国、県等との連絡、調整 ・支援の要請 ・市民への広報 |
| ごみ処理 | ごみ処理計画担当 | 資源循環担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発生量(避難所ごみ含む)の推計 ・ごみ処理計画の更新 |
| | ごみ収集担当 | 収集業務担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等への臨時収集場所の設置 ・ごみの収集業務管理 |
| | ごみ処理担当 | 秦野市伊勢原市環境衛生組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集したごみの処理(避難所ごみを含む) ・臨時施設の設置 |
| し尿処理 | し尿処理計画担当 | 資源循環担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集対象発生量の推計 ・し尿処理計画の更新 |
| | し尿収集担当 | 資源循環担当 | ・し尿収集業務管理 |
| | (し尿処理担当) | (下水道整備課 下水道施設担当(委託)) | <ul style="list-style-type: none"> ・収集したし尿の処理 ・し尿等希釈投入施設の運転管理 |
| 災害廃棄物処理 | 災害廃棄物処理計画担当 | 資源循環担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の発生量の推計 ・災害廃棄物処理計画の更新 |
| | 家屋解体撤去事務担当 | 資源循環担当 | ・家屋の解体撤去に関する申請受付、業者への発注支払及び国庫補助事務 |
| | 災害廃棄物仮置場担当 | 収集業務担当 各施設管理者 | ・仮置場の開設準備、運用 |
| | 災害廃棄物処理担当 | 資源循環担当 | ・災害廃棄物の民間業者等に対する調整 |

※被害の規模により、経済環境部内に人員の協力要請を行う

第3章 災害廃棄物等の処理に関する基本方針

災害からの早期の復旧・復興のため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施します。

1 計画的な処理

大規模災害が発生した場合、神奈川県災害廃棄物処理計画に合わせ、発生から3年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、計画的な処理を実施します。

2 生活環境の保全

災害廃棄物処理時における騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら、周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止します。

3 衛生管理

生活ごみ、し尿、腐敗性廃棄物等の回収を優先し、避難所等の衛生管理の徹底を図ります。

4 リサイクル・減量化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、最終処分量を低減させます。

5 関係機関との連携

国、県、他の自治体、民間事業者等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備します。

第4章 平時の備え

第1節 協力・支援体制

災害が発生した場合、その状況により、応急対策、災害復旧、または応急措置を実施するために、協定を締結している自治体との相互援助や民間事業者団体に応援を要請し、または応援の要請に応じます。

表15 災害廃棄物等に関する協定一覧

| 協定名 | 協定締結者 | 締結日 |
|--|---|-------------|
| 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 | (一社) 神奈川県建物解体業協会 | 平成12年5月25日 |
| 災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書 | 伊勢原環境(有) (有)高橋商事 | 平成28年6月24日 |
| 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書 | 山王総合(株) 秋山興業(株) (有)清水商店 (有)タチオカ商会 | 平成28年6月24日 |
| 神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書 | 平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 秦野市 寒川町 大磯町 二宮町 秦野市伊勢原市環境衛生組合 | 平成28年12月20日 |
| 神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に関する廃棄物処理事業者との基本協定書 | 平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 秦野市 寒川町 大磯町 二宮町 秦野市伊勢原市環境衛生組合 DOWAエコシステム株式会社 | 平成31年3月27日 |
| 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書 | 秦野市 秦野市伊勢原市環境衛生組合 大栄環境株式会社 | 令和2年11月18日 |

表16 自治体間における災害時相互応援に関する協定一覧

| 協定名 | 協定締結者 | 締結日 |
|-------------------------------|------------------------------|-------------|
| 大規模災害時における相互応援に関する協定書(県央やまなみ) | 秦野市、厚木市、愛川町、清川村 | 平成8年7月5日 |
| 湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書 | 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、寒川町、大磯町、二宮町 | 平成8年8月21日 |
| 災害時における相互応援に関する協定書 | 長野県茅野市 | 平成19年1月30日 |
| 災害時の情報交換に関する協定書 | 国土交通省関東地方整備局 | 平成23年9月8日 |
| 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定書 | 神奈川県、市長会、町村会 | 平成24年3月29日 |
| 東松山市との災害時における相互応援に関する協定書 | 埼玉県東松山市 | 平成29年2月13日 |
| 総社市との災害時における相互応援に関する協定書 | 岡山県総社市 | 平成29年6月2日 |
| 草津市との災害時における相互応援に関する協定書 | 滋賀県草津市 | 平成29年10月10日 |
| 宇土市との災害時における相互応援に関する協定書 | 熊本県宇土市 | 平成29年11月12日 |

第2節 仮置場候補地の選定

災害発生後、速やかに被害状況を把握し災害廃棄物の発生量を予測するとともに、発生から災害廃棄物が搬入されるまでの時間差や処理スピードなども考慮した上で仮置場の必要面積を推計し、地域の被害状況などを加味した上で、開設する仮置場を決定します。

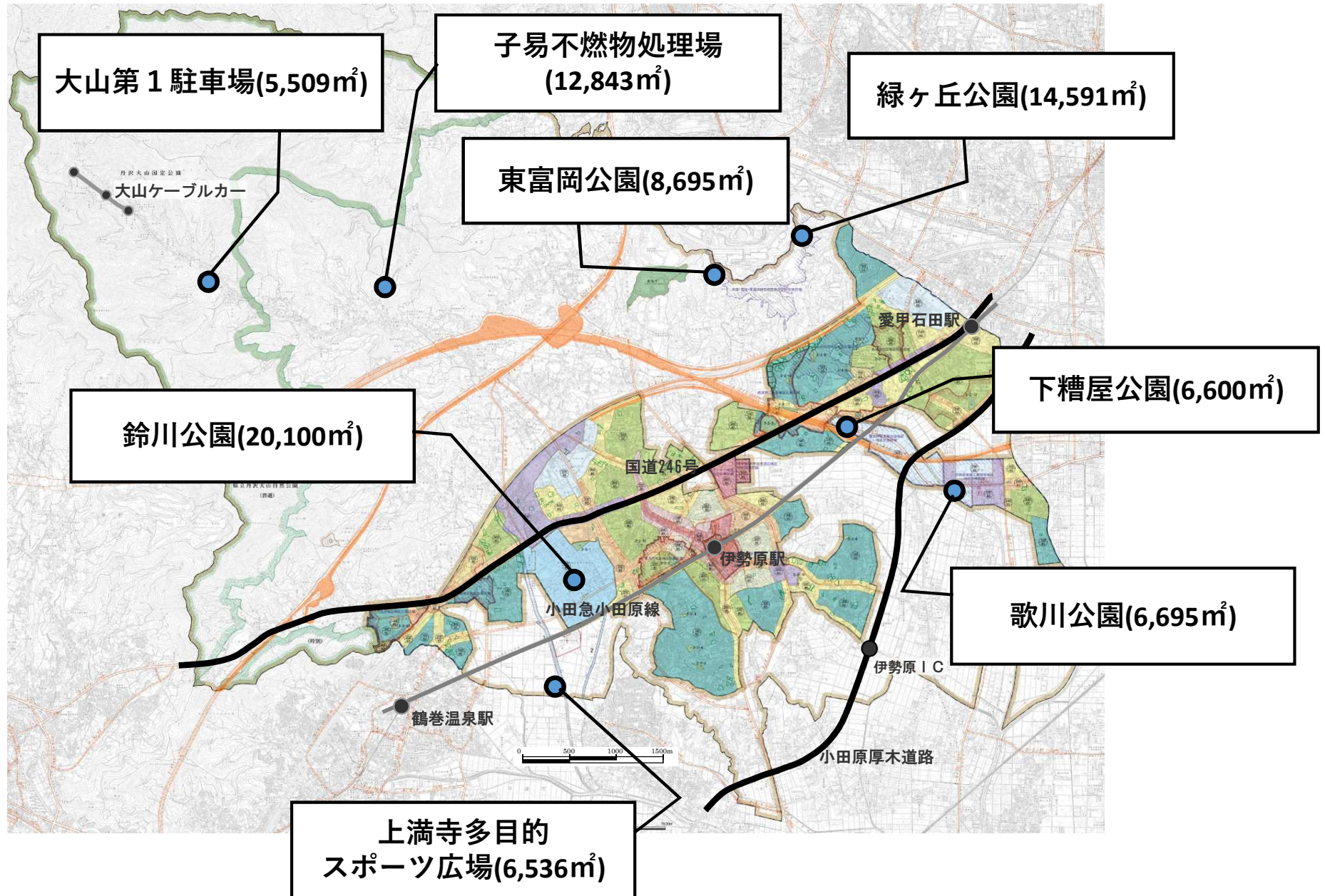
また、二次仮置場については、一次仮置場の状況を確認しながら設置について検討を行います。

表17 仮置場候補地一覧

| 仮置場候補地 | | | |
|--------|---------------|-----------|-----------------------|
| No. | 名称 | 所在地 | 敷地面積(m ²) |
| 1 | 緑ヶ丘公園※ | 高森144-2 | 14,591 |
| 2 | 東富岡公園 | 東富岡998-5 | 8,695 |
| 3 | 大山第1駐車場※ | 大山412 | 5,509 |
| 4 | 子易不燃物処理場 | 上粕屋1805-1 | 12,843 |
| 5 | 下糟屋公園 | 下糟屋1718-1 | 6,600 |
| 6 | 歌川公園 | 歌川三丁目5-1 | 6,695 |
| 7 | 鈴川公園※ | 鈴川33 | 20,100 |
| 8 | 上満寺多目的スポーツ広場※ | 神戸8-1 | 6,536 |
| 合 計 | | | 81,569 |

※印は地域防災計画において応急仮設住宅対策第2次建設候補地となっておりますが、被害の状況に応じて相互に調整を図ります。

図4 仮置場配置図



第3節 仮設トイレ等の確保

第2章第3節3で推計した「し尿収集必要量」の結果により、次のとおり仮設トイレの必要基数を算出します。

仮設トイレ必要基数＝仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安（78.4人／基）

仮設トイレ設置目安＝仮設トイレ容量／し尿一人1日平均排出量／収集頻度

仮設トイレの平均容量：400ℓ

し尿の一人1日平均排出量：1.7ℓ

収集頻度：3日に1回の収集

表18 仮設トイレ必要基数

| 想定地震 | 仮設トイレ等必要基数 |
|----------|------------|
| 都心南部直下地震 | 165基 |
| 大正型関東地震 | 979基 |

表19のとおり、本市が所有する第1次避難所に備蓄しているマンホール型トイレ及び仮設トイレにより、短・中期的目標である都心南部直下地震で想定される仮設トイレ等の必要基数は確保できている状況にあります。

また、長期的目標である大正型関東地震に備え、今後も仮設トイレ等の確保に努めます。

表19 仮設トイレ等備蓄数

| トイレの種類 | 台数 |
|---------------|-----|
| マンホール型トイレ | 112 |
| 仮設トイレ(和式) | 32 |
| 仮設トイレ(洋式) | 23 |
| 仮設トイレ(身体障害者用) | 42 |
| 仮設トイレ(小使用) | 23 |
| 簡易トイレ(箱形) | 36 |
| 簡易トイレ(和式) | 50 |
| 簡易トイレ(洋式) | 10 |
| 簡易トイレ(多人数用) | 40 |
| 合計 | 368 |

※各避難所や防災機能が併設されている公園などに設置

第4節 最終処分

災害発生時に迅速な復旧・復興を行うためには、災害廃棄物等の安定処理に向け、平時から万全の最終処分体制を構築する必要があります。

そうした中で、本市の最終処分は、本市及び秦野市から排出されるごみの中間処理以降を担う、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）が主管となって実施しています。

可燃ごみの焼却処理により発生する焼却灰等は、二市組合が管理運営を行う栗原一般廃棄物最終処分場で埋立処分されるとともに、その一部は圏外の民間施設へ搬出して資源化処理しています。

また、不燃物の中間処理により発生する不燃物残渣は、圏外の民間施設へ搬出して資源化処理及び埋立処分しています。

栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期間が終了する令和6年度以降は、「秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画」において、全量の圏外の民間施設で資源化処理及び埋立処分することとしています。

災害発生時もこのような平時の最終処分体制に従い、災害廃棄物等の中間処理によって生じる残渣を適正に処理します。

なお、二市組合では、栗原一般廃棄物最終処分場や民間施設への搬出が困難となる場合を想定し、地域や処理方法が異なる複数の受入先を確保するなど、大規模災害等に備えた未然のリスク回避に努めています。

表20 栗原一般廃棄物最終処分場の概要

| 項目 | 内 容 | | |
|---------|-------------------------|----------------------|-----------------------|
| 敷地面積 | 24,370.69m ² | | |
| 埋立面積・容量 | 一期分 | 4,700m ² | 25,500m ³ |
| | 二期分 | 12060m ² | 107000m ³ |
| | 変更届出分 | 0m ² | 42,500m ³ |
| | 全体計画 | 16,760m ² | 175,000m ³ |
| 残余容量 | 平成30年度末現在 | | 25,412m ³ |
| 埋立開始 | 平成5年5月 | | |
| 埋立終了 | 令和6年3月 | | |
| 埋立構造・方式 | 準好気性埋立・セル方式 | | |

第5節 職員への教育訓練

1 研修会等の開催

平時から、関係部署と連携して、災害発生時に職員が迅速に初動対応できるよう、研修会等を実施します。

2 訓練の実施

防災訓練の日等に、組織や連絡体制の確認を行い、収集ルートや仮置場の確認など、机上訓練を実施します。

第6節 一般廃棄物処理施設の耐震化等

1 施設の耐震化

二市組合では、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90 t / 日焼却施設の耐震化を図るとともに、災害発生時における施設の安全性を確保するため、非常用自家発電設備等を整備しています。

また、本市で管理しているし尿等希釈投入施設は、現行の耐震基準を満たした施設になっています。

2 施設の補修体制の整備及び備蓄資機材

二市組合では、災害等により処理施設が損傷した場合に備え、速やかに緊急的な修繕や資機材等の調達が可能で体制づくりの検討を進めます。

また、災害等の発生時にも、安定的なごみ処理体制を維持するため、処理や資機材等の相互援助を行う協定を近隣市町との間で締結しています。

第5章 災害対応

災害発生後の時期を次のとおりに区分し、時期区分において必要とされる事項を優先して早期の復旧・復興に努めます。

表21 発生後の時期区分と特徴

| 時期区分 | 時期区分の特徴 | 時間の目安 |
|-------|--|------------------|
| 初動対応 | 人命救助が優先される時期(体制整備、し尿処理業務、生活ごみ処理業務等を行う) | 発災後数日間で業務に着手 |
| 応急対応 | 避難所生活が本格化するとともに、人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間) | 発災後3カ月程度までに業務に着手 |
| 復旧・復興 | 避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間) | 発災後3年程度までに業務完了 |

※出典: 神奈川県災害廃棄物処理計画

※時間の目安は災害の規模や種類によって異なる

第1節 初動対応

1 災害廃棄物対策に関する体制の整備

本計画の第2章第5節「1組織体制」で定めた組織体制及び「2分担業務」の分担による体制を整備して、初動対応にあたります。

2 被害情報の収集・連絡

災害廃棄物等の迅速で円滑な処理を行うために、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量などについて情報収集を行います。

(1) 被害状況

- ア ライフラインの被害状況
- イ 避難箇所と避難者数及び仮設トイレ必要数
- ウ 自区内の一般廃棄物等処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況
- エ 有害廃棄物の状況

(2) 収集運搬体制に関する情報

- ア 道路情報
- イ 収集運搬車両の状況

(3) 災害廃棄物の発生量を推計するための情報

- ア 全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数
- イ 水害に伴う浸水範囲

3 し尿処理業務

(1) 仮設トイレの設置及びし尿の収集・処理

収集した被害情報から、避難箇所及び仮設トイレの必要数を推計します。仮設トイレの設置については、災害廃棄物対策本部にて行い、し尿の収集・運搬については、「災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書」に基づき当該協定を締結している事業者がし尿等希釈投入施設へ運搬し処理します。

(2) 支援要請

仮設トイレが不足する場合やし尿の収集が困難な場合は、他の協定に基づき、他の自治体及び民間事業者団体に支援を受け、仮設トイレの確保及びし尿収集体制を構築します。

4 生活ごみ処理業務

(1) 収集した被害情報から、避難箇所及び避難者数を把握し、避難所ごみの発生量を推計します。

収集運搬ルートについては、災害時には、道路上に散乱した災害廃棄物により、通常の収集運搬ルートを使用することが困難であることが想定されることから、道路等の被害状況を速やかに把握するとともに、地域防災計画で定めた交通警備対策の実施を踏まえ、収集運搬ルートを検討します。

(2) 支援要請

収集運搬車両及び人員が不足する場合には、締結している協定に基づき、他の自治体及び民間事業者団体からの支援を受け、収集運搬車両及び人員を確保します。

第2節 応急対応

1 予算の確保

災害廃棄物処理に必要な予算を確保します。

表22 災害等廃棄物処理事業費補助金の負担割合

| | 通常 | 阪神・淡路大震災 | 東日本大震災 | |
|---------------|-----------------|---|--|------|
| 対象 | 被災市町村 | 被災市町村 | 特定被災地方公共団体 | 左記以外 |
| 国庫補助率 | 1/2 | 1/2 | <ul style="list-style-type: none"> ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100 | 1/2 |
| グリーンニューディール基金 | — | — | 国の実質負担額を平均95%とする | — |
| 地方財政措置 | 地方負担分の80%を交付税措置 | 地方負担分全額について災害対策債により対応することとし、その元利償還金の95%を交付税措置 | 震災復興特別交付税により全額措置 | 同左 |

※出典:「災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)」(環境省)

表23 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の負担割合

| | 通常 | 阪神・淡路大震災 | 東日本大震災 |
|--------|---|---|--|
| 対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業) ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽(市町村整備推進事業) |
| 国庫補助率 | <p style="text-align: center;">1/2 (交付要綱)</p> | <p style="text-align: center;">8/10 (阪神淡路大震災財特法)</p> | <p>特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じ、次により補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20/100以下の部分・・・80/100 ・20/100を超える部分・・・90/100 <p>(東日本大震災財特法)</p> <p>その他の市町村については次により補助 1/2(交付要綱)</p> |
| 地方財政措置 | <p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について普通交付税措置</p> <p>※元利償還金の47.5%(財政力補正により58.5%まで)</p> | <p>地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について普通交付税措置</p> | <p>震災復興特別交付税により全額措置</p> |

※出典:「災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)」(環境省)

2 災害廃棄物処理業務

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

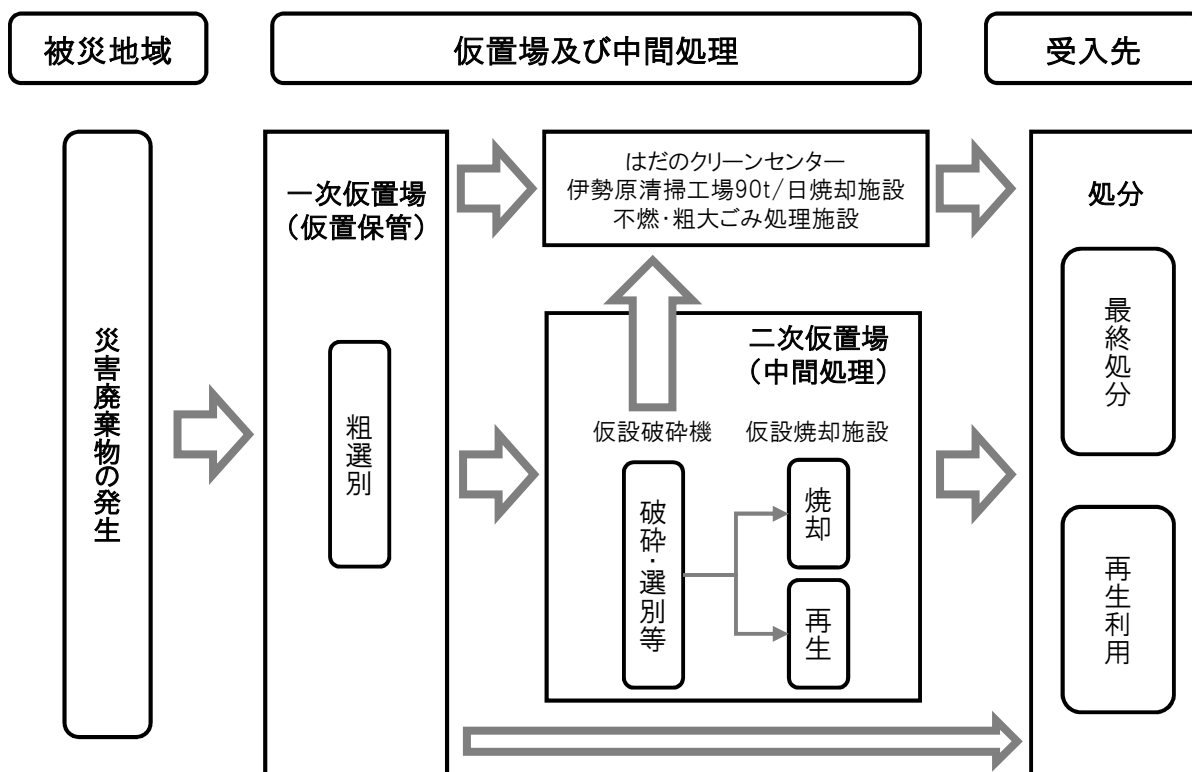
災害発生後、環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、本計画をもとに、被害状況を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を作成します。

災害発生直後は、災害廃棄物等を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

(2) 災害廃棄物の処理の流れ

災害廃棄物（生活ごみ、し尿を除く）の処理の流れは、図5のとおりです。災害廃棄物を一次仮置場に集め、粗選別を行います。一次仮置場の処理の状況により、必要に応じて、二次仮置場において最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行い、最終処分または再生利用します。可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

図5 災害廃棄物処理の流れ



※参考:神奈川県災害廃棄物処理計画を基に作成

(3) 県への事務委託

被害状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、本市単独での処理体制では対応できない場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物等に関する事務の一部を県へ委託します。

(4) 発生量等の推計

収集した被害情報から、第2章第3節「発生ごみ量の推計」の計算式により、発生する災害廃棄物等の量を推計します。

(5) 収集運搬

本市が所有するごみ収集運搬車両及び本市が委託する事業者が所有するし尿収集運搬車両は次のとおりです。

第2章第3節で推計した災害廃棄物等が発生した場合は、災害規模が大きく、必要な人員、車両が不足することから、図2で示した「災害の規模と適用する措置」のとおり、災害規模に応じた協定締結団体への支援要請や県を通じた広域的な支援要請を行うことにより、収集運搬体制を構築します。

表24 ごみ収集車

| 車種 | 積載量(t) | 数量(台) | 総積量(t) |
|-------|--------|-------|--------|
| パッカー車 | 2 | 7 | 14 |
| | 2.25 | 2 | 4.5 |
| | 2.3 | 2 | 4.6 |
| | 2.95 | 1 | 2.95 |
| | 3 | 4 | 12 |
| 深ダンプ | 2 | 4 | 8 |
| 平ボディ | 2 | 1 | 2 |
| | 1.5 | 2 | 3 |
| トラック | 1 | 2 | 2 |
| 合計 | — | 25 | 53.05 |

表25 し尿収集車

| 車種 | 積載量(ℓ) | 数量(台) | 総積量(ℓ) |
|---------|--------|-------|--------|
| バキュームカー | 1,200 | 4 | 4,800 |
| | 1,500 | 5 | 7,500 |
| 合計 | — | 9 | 12,300 |

(6) 一般廃棄物処理施設

本市から排出される可燃ごみは、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場90 t / 日焼却施設において焼却処理しています。

また、不燃ごみ及び粗大ごみは、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設で選別や破碎等の中間処理を行った後、可燃性のものは焼却処理しています。

このうち、伊勢原清掃工場90 t / 日焼却施設は、老朽化が進んでいることから、令和7年度末までに、稼働を停止させる予定となっており、稼働停止後の焼却処理は、はだのクリーンセンター1施設体制で行います。

表26 焼却施設

| 区分 | はだのクリーンセンター | 伊勢原清掃工場 90t / 日焼却施設 |
|-------|--------------------------|-----------------------------|
| 処理能力 | 200t / 日 (100t / 日 × 2基) | 90t / 日 |
| 形式 | ストーカ式 | ストーカ式 |
| ピット容量 | 8,140m ³ | 870m ³ |
| 建設年月 | 平成22年2月～平成25年1月 | 昭和58年2月～昭和60年10月 |
| 備考 | ごみ発電 (定格3,820KW) | 平成12年度にダイオキシン類 削減対策工事を実施 |

表27 不燃・粗大ごみ処理施設

| 設備区分 | 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設 | | |
|------|---------------------|----------------------|--------------------------|
| | 圧縮 手選別 | 破碎 | 受入・供給 (ピット&クレーン) |
| 処理能力 | 12t / 5h 10t / 5h | 30t / 5h | 400m ³ |
| 建設年月 | 昭和46年7月～ 昭和47年1月 | 昭和54年6月～ 昭和54年12月 | 昭和62年6月～ 昭和63年3月 |
| 備考 | 油圧プレス式 コンベア選別 | 縦型回転式 | 鉄筋コンクリート水密 構造天井走行クレーン |

(7) 処理能力

表28 域内処理施設の処理能力

| 種類 | 施設名 | 処理能力 | 稼働日数 | 年間処理能力 | 本市割合 | 本市分年間処理能力 |
|---------------|----------------------|--------|------|----------|------|-----------|
| 可燃ごみ | はだのクリーンセンター | 200t/日 | 280日 | 56,000t | 40% | 22,400t |
| | 伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設 | 90t/日 | 280日 | 25,200t | | 10,080t |
| 不燃ごみ | 不燃・粗大ごみ処理施設 | 30t/日 | 220日 | 6,600t | | 2,640t |
| し尿汚泥 浄化槽汚泥 | し尿等希釈投入施設 | 62/kl日 | 267日 | 16,554kl | 100% | 16,554kl |

(8) 仮置場

ア 仮置場の設置

被災状況、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況に応じ、第4章第2節「仮置場候補地の選定」で選定した候補地から利用可能な仮置場を抽出し、仮置場を設置します。

表17 仮置場候補地一覧(再掲)

| 仮置場候補地 | | | |
|--------|---------------|-----------|-----------------------|
| No. | 名称 | 所在地 | 敷地面積(m ²) |
| 1 | 緑ヶ丘公園※ | 高森144-2 | 14,591 |
| 2 | 東富岡公園 | 東富岡998-5 | 8,695 |
| 3 | 大山第1駐車場※ | 大山412 | 5,509 |
| 4 | 子易不燃物処理場 | 上粕屋1805-1 | 12,843 |
| 5 | 下糟屋公園 | 下糟屋1718-1 | 6,600 |
| 6 | 歌川公園 | 歌川三丁目5-1 | 6,695 |
| 7 | 鈴川公園※ | 鈴川33 | 20,100 |
| 8 | 上満寺多目的スポーツ広場※ | 神戸8-1 | 6,536 |
| 合 計 | | | 81,569 |

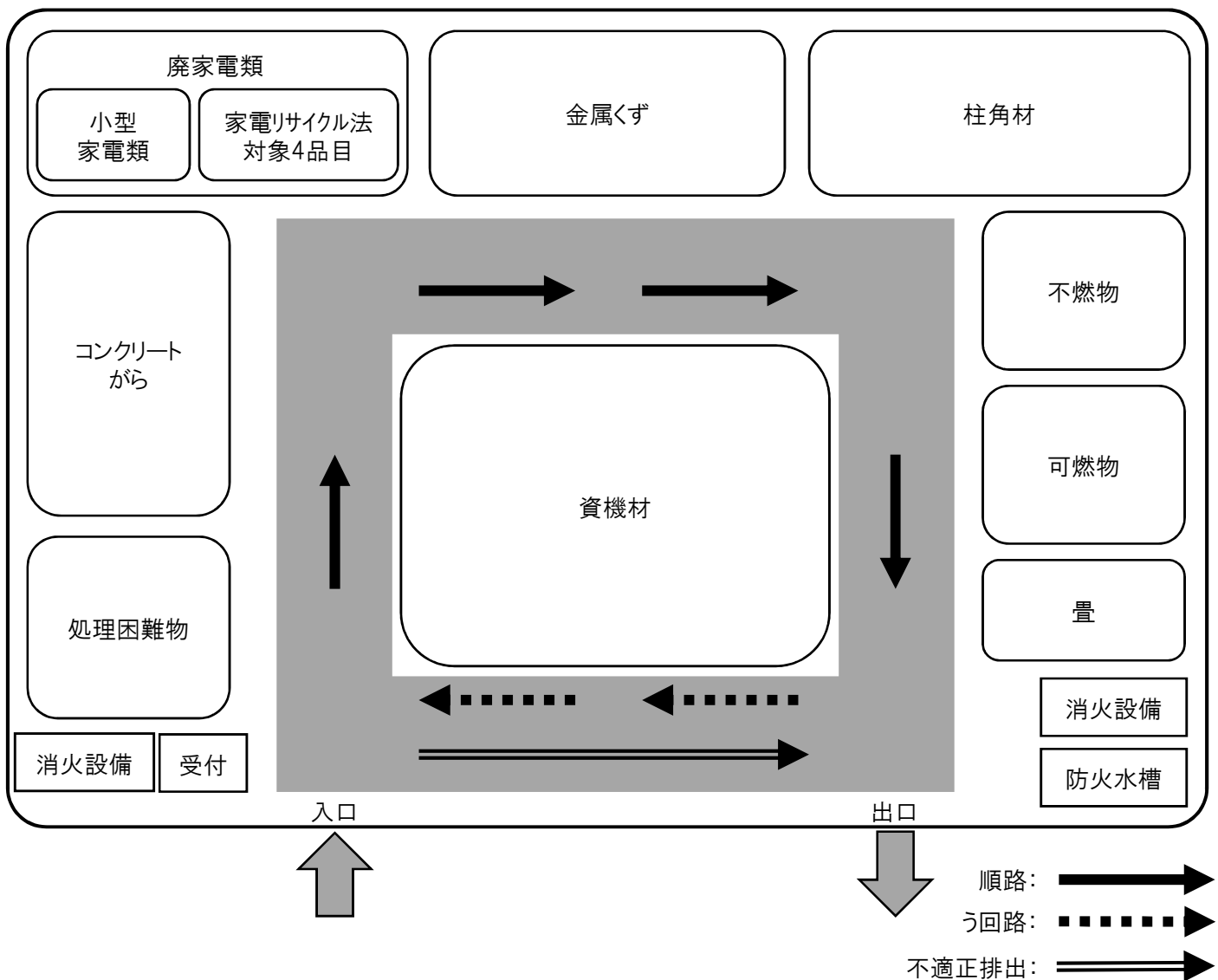
※印は地域防災計画において応急仮設住宅対策第2次建設候補地となっておりますが、被害の状況に応じて相互に調整を図ります。

イ 仮置場の運営・管理

仮置場には、災害廃棄物の受入、分別指導、保管・管理等を行うための人員を配置し、一次仮置場では、搬入された災害廃棄物を「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「コンクリートがら」、「金属くず」、「木くず」、「その他」に粗選別します。一次仮置場の処理が停滞している場合には二次仮置場の設置を検討しますが、二次仮置場では、一次仮置場から搬入された災害廃棄物を最終的な受入先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行います。

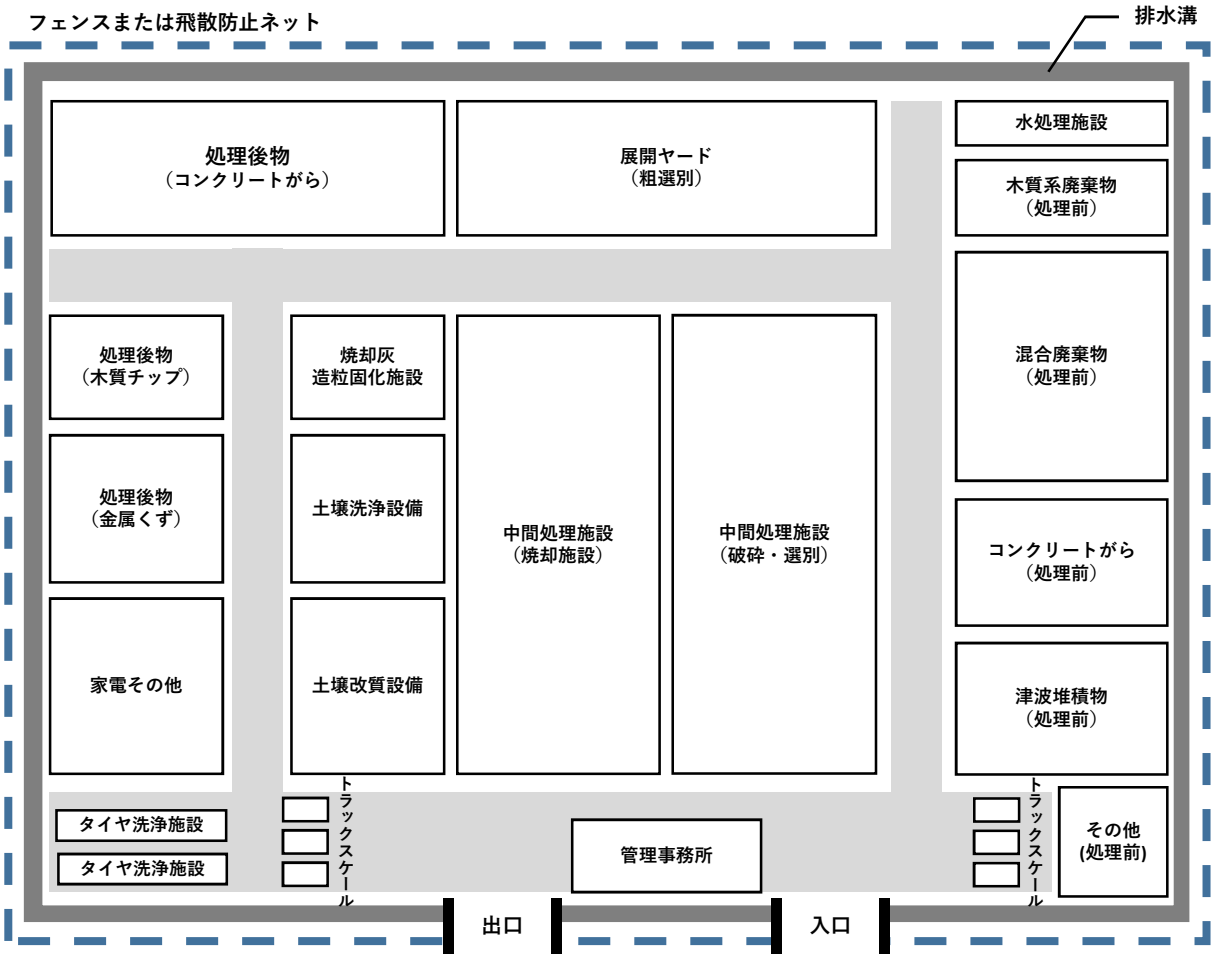
また、必要に応じて、汚水の土壌への浸透を防止するための仮舗装や鉄板、遮水シートの設置、廃棄物の飛散を防止するためのフェンス、または飛散防止ネットの設置、火災予防のための消火器及び防火水槽を設置します。

図6 一次仮置場レイアウト例



出典：「市町村災害廃棄物処理計画策定支援セミナー 研修資料」

図7 二次仮置場レイアウト例



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-5」（環境省）

(9) 環境対策・モニタリング

仮置場等における労働災害の防止及びその周辺における住民の生活環境への影響を防止するため、環境モニタリングを実施します。

表29 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

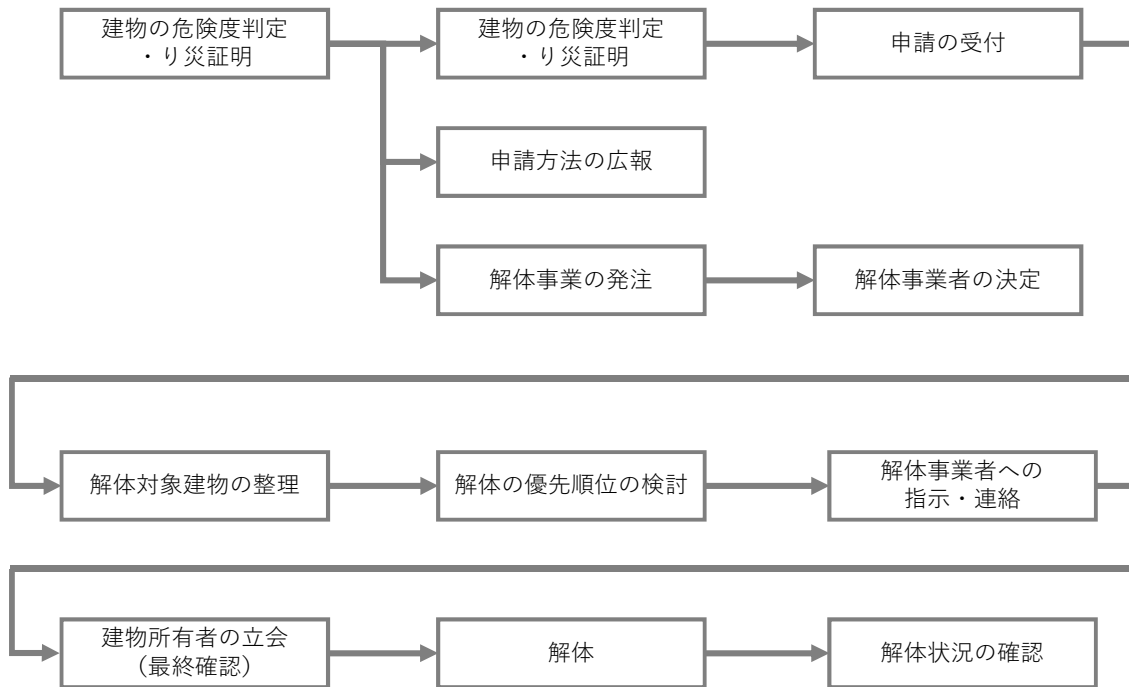
| 影響項目 | 環境影響 | 対 策 例 |
|-------|--|--|
| 大気 | <ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレキシブルコンテナバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じん発生の抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視によるアスベスト分別の徹底 ・作業環境、敷地境界でのアスベストの測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制 |
| 騒音・振動 | <ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 | <ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置 |
| 土壌等 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管 |
| 臭気 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの臭気 | <ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等 |
| 水質 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内に発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止 |

※出典:「災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-7」(環境省)

(10) 損壊家屋等の解体・撤去

収集運搬ルートを確保するため、通行上支障がある災害廃棄物の撤去、倒壊の危険性がある建物の解体・撤去を優先的に行います。解体に当たっては、アスベストの事前調査を実施し、現地調査による建物の危険度判定や所有者の意思を踏まえ、優先順位をつけて実施します。

図8 解体・撤去の手順例



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

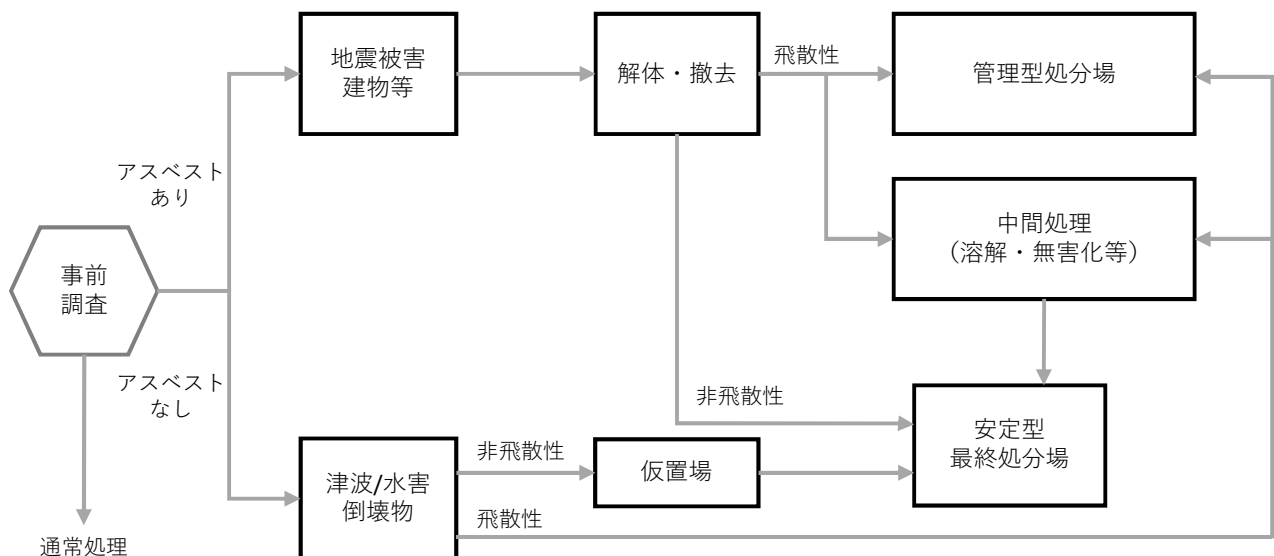
(11) 適正処理が困難な廃棄物等の処理

ア アスベスト

被災した建物等は、解体または撤去前に建築物石綿含有建材調査者等によるアスベストの有無の調査、安全衛生管理、適正な処理等を周知するとともに、職員が調査結果を確認するなどの体制を整備します。

飛散性アスベスト（廃石綿等）または非飛散性アスベスト（石綿含有廃棄物）が発見された場合は、原則として仮置場には持ち込まず、災害廃棄物にアスベストが混入しないよう適切に除去を行い、「アスベスト廃棄物」（廃石綿等または石綿含有廃棄物）として、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省）等に従い、適正に処分します。

図9 アスベスト廃棄物の処理フロー



※ 出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-20-14」（環境省）

イ その他

表30 有害・危険製品の収集方法

| 区分 | 項目 | 収集方法 | |
|--------------|----------------------------------|--|-----------------------------|
| 有害性物質を含むもの | 廃農薬、殺虫剤、その他薬品(家庭薬品ではないもの) | 販売店、メーカーに回収依頼 | |
| | 塗料、ペンキ | | |
| | 廃電池類 | ボタン電池、密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池(ニカド電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池 | 販売店に返却 |
| | | カーバッテリー | リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ |
| | 廃蛍光灯 | 「蛍光灯など」として排出 | |
| 危険性があるもの | 灯油、ガソリン、エンジンオイル | 購入店、ガソリンスタンドへ | |
| | 有機溶剤(シンナー等) | 販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可業者に回収・処理依頼 | |
| | ガスボンベ | 販売店に返却依頼 | |
| | カセットボンベ・スプレー缶 | 使い切ってから排出する場合は、穴をあけて「蛍光灯など」として排出 | |
| | 消火器 | 購入店、メーカーへ | |
| 感染性廃棄物(家庭) | 使用済み注射器針、使い捨て注射器等 | 購入店、指定医療機関での回収(使用済み注射器針回収薬局等) | |
| その他市で取扱えないもの | タイヤ、ピアノ、オルガン、農機具、流し台、畳、ステンレスの台など | 販売店に返却、専門の処理業者に処理を依頼 | |

※参考:「災害廃棄物対策指針 技術資料1-20-15」(環境省)をもとに作成

(12) 貴重品・思い出の品の取扱い

所有者が不明な貴重品（現金、有価証券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察へ届けます。

また、所有者にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、保管（土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥後）し、可能な限り所有者に引き渡します。

表31 貴重品・思い出の品の取扱い方法

| 品目 | 現金、有価証券、古銭、 貴金属等 | アルバム、写真、位牌、賞状 携帯電話等 |
|-----|---------------------|------------------------|
| 取扱い | 警察へ届出 | 保管（洗浄、乾燥） |

(13) 不法投棄対策

災害発生時の便乗ごみや不法投棄等を防止するため、市民への広報やパトロールを実施します。

(14) 支援要請

災害廃棄物が多量に発生し、本市単独での処理体制では対応できない場合は、図2で示したとおり、非常災害として位置付け、協定を締結している自治体との相互援助や民間事業者団体へ支援を要請するとともに、廃棄物処理法に基づく特例措置を使用し、災害廃棄物を処理します。

それでも、被害状況により、処理が困難な場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物等に関する事務の一部を県へ委託します。

さらに、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、災害対策基本法に基づき指定された災害が発生した場合は、国の支援を受け、適正かつ円滑な処理を行います。

第3節 災害復旧・復興

1 し尿処理業務

避難所の閉鎖にあわせて平常時のし尿処理体制に移行します。閉鎖された避難所の仮設トイレは撤去します。

2 仮置場の復旧・返却

仮置場における災害廃棄物の完了後、仮置場を返却します。返却に当たっては、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、原状回復します。

用語の解説

あ行

石綿(アスベスト)

石綿（アスベスト）は、繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれる。その繊維が極めて細かいため、研磨機、切断機などを用いて加工する場合や、飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則使用が禁止された。

か行

神奈川県災害廃棄物処理計画

廃棄物処理法の基本方針に基づく計画であり、「神奈川県循環型社会づくり計画」及び「神奈川県地域防災計画（神奈川県防災会議策定）」の災害廃棄物処理に関する計画として、県と市町村の役割や発災後の実行計画の策定に必要な事項等を定めたもの。

神奈川県地震被害想定調査(平成27年3月)

平成23年に発生した東日本大震災の災害調査結果から明らかになった教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新の知見を取り入れ、自然的条件、都市環境等の社会的条件及び産業構造の特性等も加味して、神奈川県に影響を及ぼす地震による地震動の大きさや構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害、経済被害を定量的又は定性的に想定した調査。

（調査実施：平成25年度から26年度）

神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震。現行の神奈川県地震防災戦略（平成22年3月策定）の減災目標としている地震。

環境モニタリング

ある一定の地域を定め、その地域内の動植物の生態調査、大気、水、底質調査等に基づき、その環境の人への影響を評価するもの。

グリーンニューディール基金

避難所や防災拠点において、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援する事業。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱を利用してボイラーで高温・高圧の蒸気を作り、その蒸気でタービンを回して発電すること。

コミュニティプラント

下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設のこと。

コンベア選別

コンベア上を移動していく資源物の中から、手作業で不適物などを取り除いていく方式のこと。

さ行

災害廃棄物

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。

災害廃棄物処理計画

大規模災害発生前に策定される計画であり、どのように災害廃棄物に対処するか各主体の役割や処理方針等を事前に定めた計画。

災害廃棄物処理実行計画

大規模災害発生後、早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための具体的な計画。

災害廃棄物対策指針

平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述。

遮水シート

遮水性や耐久性（耐候性、熱安定性、耐酸・アルカリ性等）に優れたシート。有害物質を含有する物質を保管する際に、地面上にシートを敷設することで、物質から出る溶出水により土壌が汚染されることを防ぐ役割を持つ。

準好気性埋立

廃棄物（埋立物）を早期に分解するため、密閉状態にせず、集水管（埋立物から沁み出した水を集め、水処理施設に送る管）などの開放部分から埋立層内に空気を取り込む構造のこと。

ストーカ式

ストーカと呼ばれる火格子を炉内で機械的に動かして、ごみを送りながら火格子の下から燃焼用空気を送る構造の焼却炉のこと。

セル方式

埋立物が風などで飛散しないように、埋立物の上や横面に土を被せて、セル（細胞）状に仕上げる方式のこと。

全壊

住家が居住のための基本的機能を喪失したもの（住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの）、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとなされている。

た行

大正型関東地震

相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震。1923年の大正関東地震を想定した地震で、国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震。

縦型回転式

機械上部から投入されたごみ（粗大ごみ等）を、高速回転する刃で破砕する方式のこと。縦型では、ごみの自由落下によって徐々に破砕されていくため、横型よりも効率的に処理を行うことができる。

鉄筋コンクリート水密構造

水を透過しにくい（水密構造）コンクリートの芯に鉄筋を使用し、強度を強めた構造のもの。ごみピットでは生ごみ等から水分が漏出することが考えられるため、水を透過しにくいコンクリートを使用することが多くなる。

天井走行クレーン

ごみピットの上部に設けられた路線上を走行するクレーン。天井をクレーンが走るように見えるためこの名前がついている。

東海地震

駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置付けられている。

また、県内の概ね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されている。

都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

な行

農業集落排水

農村地域内の下水を集散的に処理するもので「農村型公共下水道」といえる。家庭や施設から出される汚水を管によって集め、地域の生活排水を一括浄化する方法で仕組み的には下水道と同じ。

は行

破碎・選別

粗大ごみ等を対象に機械力を利用して、一定形状に砕いたのち、可燃物や不燃物など性状別に選別すること。

発生量

発災後、一定期間、一定区域で生じる災害廃棄物の量。

半壊

住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上～70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上～50%未満のものとされている。

飛散性アスベスト

吹付けアスベスト、アスベスト保温材等、容易に大気中に飛散するおそれのあるアスベストを含む廃棄物。

非飛散性アスベスト

アスベスト成形板が解体工事等により撤去され廃棄物となったもの。

腐敗性廃棄物

冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など。

フレキシブルコンテナバッグ

ポリエチレン等の丈夫な化学繊維で織られた袋状の包材のことで、粉末や粒状物の荷物を保管・運搬するために使用するもの。

ま行

マンホール型トイレ

災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、災害時ににおいて迅速にトイレ機能を確保するもの。

モーメントマグニチュード

中規模以上の地震においてエネルギー量を表す指標値（マグニチュード）。断層面の剛性率・断層面積の合計・断層全体の変位量の平均の積である地震モーメントから算出される。

や行

油圧プレス式

油圧の力を用いてプレス（圧縮）を行うこと。アルミニウムやステンレスなどの非鉄類を圧縮する際に用いる。

ら行

り災証明書

災害が発生した場合に、自治体が、災害の被害に遭われた方の申請によって、お住いの家屋の被害状況の調査を行い、その被害の程度を証明するために交付するもの。り災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。

英字

CCA(クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤)

木材の防腐・防蟻を目的として、木材内部に加圧注入処理するもの。不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有害ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなるため、CCAが注入されている可能性がある部分を含めて、すべてCCA処理木材として適正に焼却又は埋立を行う必要がある。

PCB

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、人体への悪影響が明らかになったため、現在では新たな製造が禁止されている。

伊勢原市災害廃棄物等処理計画
令和3年3月

編集・発行



伊勢原市 経済環境部 環境美化センター

〒259-1138

神奈川県伊勢原市神戸378番地

TEL : 0463-94-7502

FAX : 0463-92-4717